

男女共同参画情報紙 デュエット  
**Duet**

性別等にかかわらず 誰もが安心して暮らせるまちへ

Vol.31

木更津市 企画部 オーガニックシティ推進課 ☎0438(38)3089 FAX 0438(23)9338 HP 1002388

TOPIC  
**01**

**パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が令和5年4月からスタートします**

本市では、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を令和5年4月から開始します。

性別等にかかわらずお互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束したお二人がパートナーシップの関係にあることを宣誓し、それを市が証明する制度です。また、お二人にお子さんや親などがいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、市がお二人の思いを尊重し、LGBTQ+など性的マイノリティの方々や事実婚の方々を感じている生きづらさの軽減・解消を図ることを目的としています。

制度実施後も事業者や関係団体と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、より効果が高まるまちづくりを進めていくことで、大切なパートナーや家族とともに誰もが安心して自分らしく暮らせるよう市が応援するものです。

**制度の特色**

- ①ファミリーシップ制度も加えました！  
当事者双方の子や親等を家族として扱えるようにしました。
- ②異性間における事実婚の方も対象としました！  
異性間における事実婚の方も利用できるようにすることで、日常生活を送る上での不便さ等に対応できるようにしました。
- ③一方が市民であればパートナーシップ関係を認めることとしました！  
法律婚でも夫婦が同居しているとは限らず、また、同居が婚姻の要件でもないことから、一方が市内に住所を有していればよいこととしました。
- ④通称名を使用できることとしました！  
当事者の方には通称名を使用している方もいることから、通称名も使用可能としました。
- ⑤宣誓証明カードを6色から選べるようにしました！  
多様性を表現するレインボーカラーの考え方を採用し、宣誓者それぞれが好きな色の宣誓証明カードを選べるようにしました。

2023年4月1日スタート！

## 木更津市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度

Partnership and Familyship  
System of KISARAZU CITY

性別等にかかわらず 誰もが安心して暮らせるまちへ

はじめます！

木更津市では、性別等にかかわらず誰もが安心して暮らせる共生社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始します。

性別等にかかわらず  
お互いを人生のパートナーとして  
日常生活において協力し合うことを約束したお二人が  
パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。  
また、お二人にお子さんや親などがいる場合、  
あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は婚姻制度とは異なり、  
法律上の効果が生じるものではありませんが、  
大切なパートナーやご家族とともに  
誰もが安心して自分らしく暮らせるよう  
市が応援するものです。

パートナーシップ  
お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面  
または精神面で協力し合うことを約束した関係をいいます。

ファミリーシップ  
パートナーシップの関係にあるお二人またはどちらかの子どもや  
親などとともに家族として暮らしていくことをお二人が約束した関係  
をいいます。

宣誓証明カードは6色の中から選べます



木更津市 TEL 0438-38-3089

**宣誓要件**

宣誓をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

- 成年であること
- 双方または一方が市民であるか木更津市へ転入予定であること
- 配偶者がいないこと
- 他の方とパートナーシップの関係(事実婚を含む)にないこと
- 民法で規定する婚姻できない続柄(近親者等)でないこと
- ファミリーシップの宣誓については、双方または一方に子や親等がいること

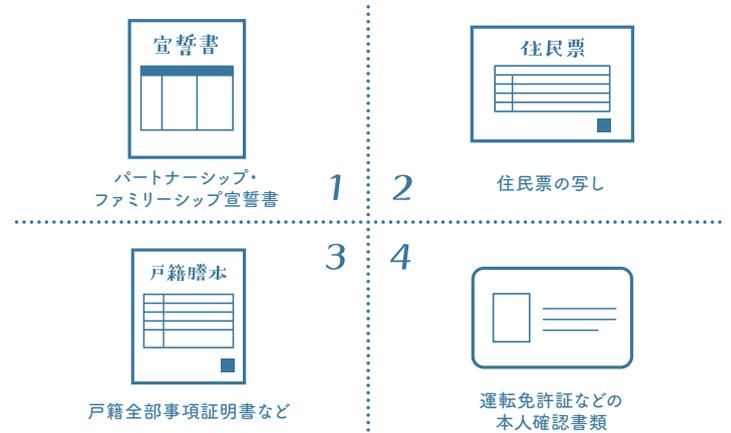
**宣誓の流れ**

①宣誓日の予約【2023年3月22日(水曜日)から予約受付を開始します】  
宣誓希望日の原則3日前(土日、祝日、年末年始を除く)までに、電話かメールで予約してください。電話：0438-38-3089 メール：kyosei@city.kisarazu.lg.jp

②宣誓書の提出  
予約した日時に必要書類を持って地域共生推進課へお越しください。  
職員が本人確認を行い、必要書類と宣誓要件を満たしているかを確認します。

③宣誓証明書等の交付  
職員が、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を後日交付します。  
宣誓書提出の際に交付日を調整します。郵送希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角2封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。  
【木更津市へ転入予定の場合】  
転入をした日から14日以内に、転入をした方に係る住民票の写しを提出してください。その際に、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を交付します。

**必要書類**



※ お二人のうち、どちらも市内にお住まいでない場合は、転入予定であることが確認できる書類が必要です。

制度の詳細については市公式HPをご覧ください。  
QRコードをスマホのカメラで読み取ると移動できます。



TOPIC  
**02**

**取組事例を募集しています**

木更津市では、パートナーシップ宣誓証明書・証明カードをお持ちの方が利用可能なサービスや市内の事業者様の取組事例について紹介したいと考えています。

事業所における多様な性に配慮した取組がありましたら、オーガニックシティ推進課まで情報提供をお願いします。

お寄せいただいた情報をもとに当方から連絡し、内容などを確認させていただいた上で、市ホームページにてご紹介させていただきますので、ご協力をお願いします。

HP 1011023